

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福島県	ふくしまバイリンガル構想	1203	1203010	060010	ALT(外国語指導助手)の契約更新の年限(3年)撤廃又は延長	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないこととなり、この年限を撤廃又は延長する。	(具体的内容) (1)教員派遣・教員研修事業 (2)生徒研修事業 (3)交流・コンテスト事業 (4)地域交流事業 (5)語学指導等を行う外国青年招致事業 上記事業を実施するに当たりALT(外国語指導助手)を有効に活用する。 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 人材育成には、教員の確保が大きな課題であり、ALTの活用は欠かせない。ALTの契約更新の年限(3年)を撤廃又は延長することにより、意欲と能力の高い人材をより長期に活用することができる。 さらに、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないが、「英語」が使える人材を育成するためには、第一に英語を教える優秀な人材の確保が欠かせない。そうした中、ALTは重要な役割を果たしており、意欲があり高い指導力を身に付けた人材をできるだけ長く活用したい。 さらに、助手としてだけでなく、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能になる。		6 (担当でない)		担当でない。					
福島県	ふくしまバイリンガル構想	1203	1203020	060020	ALTがT・Tだけでなく単独で授業が行えるよう運用を弾力化	ALT(外国語指導助手)が助手として職務に従事するとなっている部分を、必要に応じて単独で授業ができるようにする。	(具体的内容) (1)教員派遣・教員研修事業 (2)生徒研修事業 (3)交流・コンテスト事業 (4)地域交流事業 (5)語学指導等を行う外国青年招致事業 上記事業を実施するに当たりALT(外国語指導助手)を有効に活用する。 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 人材育成には、教員の確保が大きな課題であり、ALTの活用は欠かせない。ALTの契約更新の年限(3年)を撤廃又は延長することにより、意欲と能力の高い人材をより長期に活用することができる。 さらに、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないが、「英語」が使える人材を育成するためには、第一に英語を教える優秀な人材の確保が欠かせない。そうした中、ALTは重要な役割を果たしており、意欲があり高い指導力を身に付けた人材をできるだけ長く活用したい。 さらに、助手としてだけでなく、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能になる。		6 (担当でない)		担当でない。					
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327100	060030	医療通訳の公的制度化	市立稚内病院は、圏域におけるセンター病院として、充実を図ってきた。近年は、ロシア人の救急患者も増えてきており、地域医療はもとより、隣国サハリン州からの救急医療にも十分に対応するべく、診療・治療の通訳の体制について、安定的なシステムづくりと財政措置が必要である。	サハリン州における石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継地とした貨物の輸出入や人の流れの増加等相互交流が進む中、地域医療のみならず隣国サハリン州からの救急医療に対応するべく、医療体制の整備・充実が、本市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	外国人の救急患者の受け入れにあたって、問診時と医療の内容等の説明、さらに医療行為の実施段階においては、言葉の問題が大きな障害となる。診療・治療の大きな壁となるのが言語の問題である。現在は、こうした事態が生じた場合、サハリン残留邦人で永住帰国し、市内に在住している人に、一時的に通訳を依頼しているが、その対応については、一般財源で措置している状況である。永住帰国者の存在自体、地域的な特徴でもあり、協力を受けているが、これに係る経費の財源措置が必要である。こうした通訳の体制について、安定的なシステムづくりと財政措置が緊急の課題となっているところである。			6 (担当でない)		担当でない。				
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352060	060040	国における外国人に対する諸政策の一本化	三河港地域を構成する自治体には、外国人が多く居住し、自動車産業に勤務する者も多い。外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取組み下記の前省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一員として生活するようになることで、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	外務省設置法第4条第14項 外務省組織令第3条第1項第42号、第3項 外務省組織令第31条第6項	省庁間の調整を行うような統括窓口はない。	6 (担当でない)		当省は主として各国との二国間関係の観点から外国人問題に関する連絡調整を行っている。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
愛知県	あいち・なごやもづくり産業振興構想	1354	1354040	060050	国における外国人に対する諸政策の一本化	名古屋圏には、外国人が多く居住しているが、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取組み下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一員として生活するようになることで、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	外務省設置法第4条第14項 外務省組織令第3条第1項第42号、第3項 外務省組織令第31条第6項	省庁間の調整を行うような統括窓口はない。	6 (担当でない)		当省は主として各国との二国間関係の観点から外国人問題に関する連絡調整を行っている。					
横浜市	ナショナルアートパーク構想	1253	1253060	060060	文化芸術基盤施設整備	映像コンテンツのデジタルアーカイブセンター、大学、デジタル映像スタジオ、国際文化芸術学術交流施設等の文化芸術基盤施設の整備を行う。	文化芸術基盤施設が設置されることにより、文化芸術関連事業者を誘致しやすくなり、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業を振興することができる。	今後成長が期待される映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業の振興には、人材育成機関やスタジオ、交流施設等の設置が不可欠である。	なし	制度なし	2		外務省は、ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)推進会の立ち上げ、観光関連資料の作成・配付、ホームページにおける観光関連情報発信の強化、観光関係者の訪日招聘等を通じて、観光誘致のための様々な広報事業を積極的に実施している。地方自治体の観光誘致事業についても、こうした活動を通じて、海外に対する情報発信の面において支援することができる。		6	文化芸術基盤施設の整備そのものを支援することはできないが、同施設が整備された場合、同施設の観光関連資料を海外に発信することを支援することができる。		
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	060070	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各府省庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。			6 (担当でない)		担当でない。					
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	060080	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出して外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分かりにくく、具体的に進出を検討する際の障壁となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。	対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方(平成15年5月23日対日直接投資会議議長決定)	左記、基本的考え方に基づき、2003年5月27日に、「対日直接投資総合案内窓口」を設置し、民間事業者、地方自治体、関連機関からの投資に関する照会を受け付け、回答している。これまでよりも、照会に対する回答を得る時間と労力が大幅に削減されており、対日投資促進のための効果があがっている。	5. 現行の規定、取扱等により既に実現が可能		現在設置している「対日直接投資総合案内窓口」は、民間事業者だけでなく、各地方自治体又は関連機関からの照会も受け付けており、既に地方自治体からの問い合わせ等に対応している。	提案者は、対日直接投資総合案内窓口の地方における設置を要望しており、これについて再度検討し、回答されたい。	5. 現行の規定、取扱等により既に実現が可能	平成15年5月に、各府省庁及びJETROに設置した「対日直接投資総合案内窓口」において、既に民間事業者だけでなく、各地方公共団体及び関係機関等からの照会も受け付けており、地方公共団体からの問い合わせ等にも対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しづらい点があるのであれば、必要に応じ、関係省庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくことしたい。		
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011050	060090	開発途上国の支援	農作物を作るには、豊かな土壌への転換が一番重要である。開発途上国の農産物の増産を支援する為、日本から安全で信頼できる堆肥や肥料をODA支援として行う。	開発途上国に必要な肥料・土壌改良材を輸出し、生産された特産物は日本国内で消費する。	有効な海岸援助のため	国際協力機構「食糧増産援助(2KR)調達手続ガイドライン」	食糧増産援助を通じて、日本の肥料を調達することは可能である。	5(現行で対応可能)		食糧増産援助を通じて、日本の肥料を調達することは可能である。					
佐伯市	平和と国際交流による交流人口増加対策	2009	2009010	060100	第二次大戦に伴う国の機密情報のうち、開示できるもの見直し	国が所蔵している太平洋戦争開戦時の資料のうち、特に本市に關係する資料を複写し、展示(公開)させてもらいたい。	本市対象区域内の戦争遺跡については、詳しい情報がないため、展示や説明ができない状態である。そのため、国の資料を調査し、戦争遺跡の効果的な展示を行いたい。また、併せて、真珠湾攻撃と本市にあった海軍航空隊の関連をより詳しい資料等で説明することによって、当時の緊迫した状況を伝え平和の大切さを再認識する平和祈念ゾーンとしての価値を高め、より多くの観覧者を招致する。平和記念館「やわらぎ」において、太平洋戦争開戦時の資料を重点的に展示し、この分野では日本一詳しい施設とする。区域内にある50数ヶ所に及び戦争遺跡を整備保存し隣接する掩体壕(登録有形文化財)等と一体的に広く公衆の観覧に供する。	第2次大戦に関連した国の資料や軍の資料は、機密扱いされているものが多いと思われる。自治体だけでは、十分な調査、活用ができないので、関係省庁の助力を受けなければならない。平和祈念館、祈念ゾーンの機能が不十分である。	外交史料館利用規則第11条(資料添付)	当館規則に基づき、各地における展示会等に際しては、その趣旨等を勘案の上、可能な範囲で積極的に協力し、展示史料の貸出を行っている。(搬出入等の費用は先方負担)	5		外交史料館利用規則第11条に基づき、今後とも積極的に対応。第11条 館長は、記録原本の展示会等への出品依頼があった場合には、つぎの各号の一に該当する場合には、条件を付し特にこれに応じることができる。一 国又は地方公共団体の機関が主催する行事 二 外務省の後援(協力)する行事 三 学術関係機関等の主催する行事 四 その他、記録原本の出品が適当と認められる行事					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
佐伯市	平和と国際交流による交流人口増加対策	2009	2009020	060110	国外の第二次大戦資料の提供要請への支援	アメリカ合衆国アリゾナ記念館等が所蔵する太平洋戦争開戦時等の資料のうち、本市と関連の深い資料の提供を要請する際に助力をお願いしたい。	本市対象区域内の戦争遺跡については、詳しい情報がないため、展示や説明ができない状態である。そのため、国の資料を調査し、戦争遺跡の効果的な展示を行いたい。また、併せて、真珠湾攻撃と本市にあった海軍航空隊の関連をより詳しい資料等で説明することによって、当時の緊迫した状況を伝え平和の大切さを再認識する平和祈念ゾーンとしての価値を高め、より多くの観覧者を招致する。平和記念館「やわらぎ」において、太平洋戦争開戦時の資料を重点的に展示し、この分野では日本一詳しい施設とする。区域内にある50数ヶ所に及び戦争遺跡を整備保存し隣接する掩体壕(登録有形文化財)等と一体的に広く公衆の観覧に供する。	アメリカ合衆国の施設が所蔵する資料は、自治体だけでは、十分な調査、活用ができないので、関係省庁の助力を受けなければならない。平和祈念館、祈念ゾーンの機能が不十分である。	外務省内規			地方自治体からの便宜供与は、現状でも総務省を通じて行っている。	本件の佐伯市からハワイのアリゾナ記念館への要請に関し、在ホノルル総領事館より現行の取扱において可能な範囲での側面支援を行う。	貴省の回答にある「現行の取扱において可能な範囲」の具体的な内容を明確にされたい。	5		在ホノルル日本国総領事館を通じ、ハワイ州所在のアリゾナ記念館への資料提供要請、つまり、特定されている資料があれば右資料を提供又は貸出してもらうために、要請を行うことができ、また、資料が特定されていない場合であれば、どのような資料が所蔵されているのかにつき、調査を行うことが可能である。その他可能な便宜供与については、貴市職員の出張の際の宿泊留保、通訳者の手配、配車手配(いずれも当省は費用を負担しない)、アリゾナ記念館を訪問する際のアポイントメント取り付けが可能である。
石川県	外国人観光客の誘致促進	1053	1053010	060120	外国人観光客の誘致促進	外国人観光客に対する入国審査の簡素化、迅速化 海外における観光誘客宣伝の展開	中国人観光客の訪日旅行査証の解禁地域の拡大 解禁=北京市、上海市、広東省(H12.9) 予定=天津市、遼寧省、山東省、江蘇省、浙江省 解禁予定地区の早期実現 観光ビザの全面的な解禁及び免除 外国人観光客に対する入国審査等の簡素化、迅速化 小松空港、能登空港での手続き 海外における観光誘客宣伝の展開 VJCの積極的な展開 一地方では世界的なPRは困難	地域においては、誘客促進のための観光地整備やもてなしの推進などの受け地整備を進めるが、海外からの誘客宣伝など発信側における取組みについては、地方としては財政的に限界がある。 国においては、訪日手続きの簡素化やVJCなどによる誘客PRを積極的に推進願いたい。	1.中国国民訪日団体観光実施要領(日中間の合意文書) 2.なし	1.北京市、上海市、広東省に在住する者が訪日団体観光旅行に参加することが出来る。 良好な公安、治安の維持に配慮しつつ、査証発給手続きの簡素化、迅速化等を推進している。 2.外務省は、ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)推進会の立ち上げ、観光関連資料の作成・配付、ホームページにおける観光関連情報の発信、観光関係者の訪日招聘等を通じて、観光誘致のための様々な広報事業を積極的に実施している。地方自治体の観光誘致事業についても、こうした活動を通じて、海外に対する情報発信の面において支援することができる。	1.中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大については、「日中双方で制度の運用改善に取り組み、失踪者等の諸問題に対して効果的な対策を講じた上で、沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」こととしている。 良好な公安、治安の維持に配慮しつつ、査証発給手続きの簡素化、迅速化等を推進している。 2.外務省は、ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)推進会の立ち上げ、観光関連資料の作成・配付、ホームページにおける観光関連情報の発信、観光関係者の訪日招聘等を通じて、観光誘致のための様々な広報事業を積極的に実施している。地方自治体の観光誘致事業についても、こうした活動を通じて、海外に対する情報発信の面において支援することができる。	貴省の回答によれば、中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大について、「沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」となっているが、提案者の要望が実現できるかどうか、明確にされたい。また、当該検討を踏まえた実施予定時期及び実施内容についても明確にされたい。	1.5 (現状で対応可能) 2.5		1.本件対象地域の拡大については、国内関係省庁及び中国側とも調整が必要である。したがって、実施予定時期及び実施内容については未定であるが、鋭意検討中である。 2.提案者の要望に対する当省の措置(41.)は現在実施しているものであるため、「措置等の分類」を「2」から「5」に変更する。		
宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(中国観光客誘客万来構想)	1394	1394010	060130	巨大旅行市場である中国におけるビザ発給対象地域の拡大	中国においてビザ発給対象地域が拡大されることにより、訪日観光客の増加が期待される。宮城県は、中国においては知名度がほとんどないため、中国旅行エージェンツを招請し、本県の観光資源(中国革命の思想的支柱で、中国人の心より所となっている「魯迅」の留学先である仙台をはじめ、日本三景松島等)を視察してもらい旅行商品造成につなげ誘客促進を行いたい。また、中国の送客現場では、旅行エージェンツの店頭従業員の口コミ情報が旅行先を大きく左右することから、これら従業員等に本県をPRするポスターや観光ビデオ(VCD)等を作成して、本県をアピールする。	巨大旅行市場である中国では、北京市・上海市・広東省の3地域に在住者しか団体旅行ビザの発給を受けられないため、同地域以外に住む人々は、訪日旅行をしなくてもできない状況にある。宮城県では、中国人観光客を広く誘致しようと考えているが、3地域に限定されていることは、中国観光客誘致の大きな障害となっている。	中国国民訪日団体観光実施要領(日中間の合意文書)	北京市、上海市、広東省に在住する者が訪日団体観光旅行に参加することが出来る。	中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大については、「日中双方で制度の運用改善に取り組み、失踪者等の諸問題に対して効果的な対策を講じた上で、沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」こととしている。	貴省の回答によれば、中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大について、「沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」となっているが、提案者の要望が実現できるかどうか、明確にされたい。また、当該検討を踏まえた実施予定時期及び実施内容についても明確にされたい。	5 (現状で対応可能)		本件対象地域の拡大については、国内関係省庁及び中国側とも調整が必要である。したがって、実施予定時期及び実施内容については未定であるが、鋭意検討中である。			
神戸市	神戸国際集客観光都市構想	2024	2024070	060140	中国天津市への訪日団体観光旅行の対象地域の拡大	中国国民の訪日団体観光旅行の対象地域の拡大(北京市、上海市、広東省のみに認められている訪日団体観光旅行対象地域への天津市の追加)	中国国民の訪日団体観光旅行の対象地域の拡大(北京市、上海市、広東省のみに認められている訪日団体観光旅行対象地域への天津市の追加)	神戸市と友好都市提携を締結している中国天津市からの観光客誘致の促進	中国国民訪日団体観光実施要領(日中間の合意文書)	北京市、上海市、広東省に在住する者が訪日団体観光旅行に参加することが出来る。	5 (現状で対応可能)		中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大については、「日中双方で制度の運用改善に取り組み、失踪者等の諸問題に対して効果的な対策を講じた上で、沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」こととしている。	貴省の回答によれば、中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大について、「沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」となっているが、提案者の要望が実現できるかどうか、明確にされたい。また、当該検討を踏まえた実施予定時期及び実施内容についても明確にされたい。	5 (現状で対応可能)		本件対象地域の拡大については、国内関係省庁及び中国側とも調整が必要である。したがって、実施予定時期及び実施内容については未定であるが、鋭意検討中である。
京都府	観光都市 Kyoto Gateway構想	2056	2056070	060150	中国における訪日団体観光旅行対象地域の拡大に向けた要請	中国において訪日団体観光旅行の対象となっている地域は、現在、北京市・上海市・広東省の3地域のみが試験地域として指定されているが、この対象地域を拡大するよう中国に要請	拡大された地域に対するプロモーション活動やファミリシップ事業を通じ、日本への誘客拡大を図っていく。 900,000人程度のインバウンド拡大効果が見込める。	経済発展の著しい中国では、各地で旅行需要も高まっており、北京市・上海市・広東省以外の地域においても訪日団体観光旅行が解禁されると、大幅な誘客の拡大につながるから、こうした働きかけを行っていく必要がある。	中国国民訪日団体観光実施要領(日中間の合意文書)	北京市、上海市、広東省に在住する者が訪日団体観光旅行に参加することが出来る。	5 (現状で対応可能)		中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大については、「日中双方で制度の運用改善に取り組み、失踪者等の諸問題に対して効果的な対策を講じた上で、沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」こととしている。	貴省の回答によれば、中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大について、「沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」となっているが、提案者の要望が実現できるかどうか、明確にされたい。また、当該検討を踏まえた実施予定時期及び実施内容についても明確にされたい。	5 (現状で対応可能)		本件対象地域の拡大については、国内関係省庁及び中国側とも調整が必要である。したがって、実施予定時期及び実施内容については未定であるが、鋭意検討中である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
長崎県	東アジアとの観光交流計画	2121	2121020	060160	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	現在、中国人団体観光ビザの発給対象地域は、「北京市」、「上海市」、「広東省」の3地域の住民に限られているが、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省などに発給対象地域を拡大していただきたい。	中国の人口は約13億人であり、世界最大の人口を有するため、観光市場の大きなマーケットとなる。このため、現在ビザ発給地域が限定されているが、これがさらに拡大すれば、中国からの観光客が大幅に増大すると考えられる。これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	中国でのビザ発給地域が拡大されると観光客の大幅な増加が見込まれるので提案する。	中国国民訪日団体観光実施要領(日中間の合意文書)	北京市、上海市、広東省に在住する者が訪日団体観光旅行に参加することが出来る。	5 (現状で対応可能)		中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大については、「日中双方で制度の運用改善に取り組み、失踪者等の諸問題に対して効果的な対策を講じた上で、沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」こととしている。	貴省の回答によれば、中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大について、「沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」となっているが、提案者の要望が実現できるかどうか、明確にされたい。また、当該検討を踏まえた実施予定時期及び実施内容についても明確にされたい。	5 (現状で対応可能)		本件対象地域の拡大については、国内関係省庁及び中国側とも調整が必要である。したがって、実施予定時期及び実施内容については未定であるが、鋭意検討中である。
長崎県	東アジアとの観光交流計画	2121	2121040	060170	中国人の修学旅行団体に対するノービザ化	日本から中国への修学旅行生にはノービザであり、今年3月からは韓国から日本への修学旅行生がノービザとなる予定である。このため、中国人の修学旅行についてもノービザ化を図っていただきたい。	日本と中国との人的交流は年々拡大しており、特に青少年の交流拡大は日中間の大きな課題となっている。この中で、日本から中国への修学旅行生はノービザ措置がとられているが、中国から修学旅行生はまだノービザ措置がとられていない。長崎県では年間約20校が中国に修学旅行を行い、学校間交流を進めている。中国からの修学旅行生のノービザ化が進めば、さらに交流が進むとともに地域経済の活性化に繋がると思われる。	中国からの修学旅行生のノービザ措置がとられると、日中間の交流が増大し、経済活性化にも繋がると思われるので提案する。	外務省設置法第4条第13項	中国人の訪日については査証取得が必要である。	3 (対応は不可能)		査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。	青少年の交流拡大を図るといふ提案者の要望を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不可能)		修学旅行生に対する査証免除については、わが国では本年3月1日から初めて韓国修学旅行生に対して実施する。この韓国修学旅行生に対する査証免除の運用状況も見極めつつ、他の国について同様の措置を導入するか鋭意検討していきたい。
富山県	とやまの観光資源活性化プロジェクト	1292	1292020	060180	中国からの観光客を誘致するため、中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施	中国との国際観光交流を一層促進するため、中国から日本への観光旅行の査証(ビザ)免除の実施を求めるもの。	1 平成12年9月から訪日団体観光旅行への観光ビザ(査証)が発給されている。上海市、北京市、広東省 2 富山空港から国際定期便が就航している遼寧省	1 観光産業は、雇用の創出や消費の拡大を促進し、21世紀における成長産業として期待されているところである。特に現下の厳しい経済情勢において、外国人観光客の誘致を促進し、国際観光の振興を図ることが期待されている。 2 こうしたなか、著しい経済発展を続け、本県から国際定期便が就航する中国について、日本への観光旅行の査証(ビザ)免除を実施することは、本県の観光振興を図るうえで、極めて重要である。	外務省設置法第4条第13項	中国人の訪日については査証取得が必要である。	3 (対応は不可能)		査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。	中国との国際観光交流を促進するという提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不可能)		査証免除の実施にあたっては、出入国管理、治安対策等の観点も含め総合的な検討が必要である。この点に鑑み、中国人の査証免除の実施には現状では慎重な検討が必要である。中国との間では団体観光という制度を設けており、観光促進の観点からは団体観光の健全な発展に努めていきたい。
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285010	060190	海外からの観光客のビザの免除等	現在、北京市、上海市、広東省のみで発給されている中国の団体旅行のビザについて、対象地域の拡大、免除等の措置を実施。また、県、市町村等が交流を行っている地域(神奈川県については中国遼寧省、韓国京畿道)についてのビザの発給、免除の実施。	姉妹都市等との観光交流の一層の拡大を図るとともに、海外観光展への出展、海外マスコミ招聘事業等を通じ、海外から観光客を誘致する。	ビザの免除等の措置により、観光客が来訪しやすくなり、観光客の増大が見込まれる。また、中国の姉妹都市等についてはビザが発給されず交流の妨げになっている。	中国国民訪日団体観光実施要領(日中間の合意文書)	北京市、上海市、広東省に在住する者が訪日団体観光旅行に参加することが出来る。	5 (現状で対応可能)		中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大については、「日中双方で制度の運用改善に取り組み、失踪者等の諸問題に対して効果的な対策を講じた上で、沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」こととしている。	貴省の回答によれば、中国国民訪日団体観光の対象地域の拡大について、「沿海部でわが国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。」となっているが、提案者の要望が実現できるかどうか、明確にされたい。また、当該検討を踏まえた実施予定時期及び実施内容についても明確にされたい。	5 (現状で対応可能)		本件対象地域の拡大については、国内関係省庁及び中国側とも調整が必要である。したがって、実施予定時期及び実施内容については未定であるが、鋭意検討中である。査証免除の実施にあたっては、出入国管理、治安対策等の観点も含め総合的な検討が必要である。この点に鑑み、中国人の査証免除の実施には現状では慎重な検討が必要である。中国との間では団体観光という制度を設けており、観光促進の観点からは団体観光の健全な発展に努めていきたい。また、韓国については、平成15年6月の日韓首脳共同声明にて「日韓双方は、早期に韓国国民に対する査証免除を実現すべく更に努力することとしており、日本側は、そのための第一歩として、韓国国民のうち修学旅行生等に対する査証免除を平成16年3月より実施する。また、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として、日韓国交正常化40周年であり、「ジャパン・コリア・フェスタ2005」の年となる2005年に何らかの形で期間限定企画を実施することを検討していくこととしている。
京都府	観光都市kyoto「0」ゲータイサポート構想	2056	2056050	060200	中国人修学旅行生の短期ビザ免除	中国人修学旅行(学生の団体旅行)客に対するビザ取得の特例的な免除	・短期滞在に査証取得が求められる中国からの修学旅行(学生の団体旅行)客を対象に、15日以内のノービザ観光を認めることで誘客の拡大を図る。 ・我が国全体で4,500名程度、京都で900名程度のインバウンド拡大効果が見込める。	・中国からの観光客については、査証取得が入国要件とされていることが、訪日観光の障壁となっているが、不法滞在者を誘因する可能性が低い修学旅行生については、3月から実施される韓国と同様、特例的な免除を行い、来訪者を増加させることが必要である。	外務省設置法第4条第13項	中国人の訪日については査証取得が必要である。	3 (対応は不可能)		査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。	不法滞在者を誘因する可能性が低い修学旅行生を対象に誘客の拡大を図るといふ提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不可能)		修学旅行生に対する査証免除については、わが国では本年3月1日から初めて韓国修学旅行生に対して実施する。この韓国修学旅行生に対する査証免除の運用状況も見極めつつ、他の国について同様の措置を導入するか鋭意検討していきたい。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類、の見直し	46.'措置等の方法、の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	1196	1196010	060210	福島空港利用者への短期滞在査証の免除	韓国人、中国人について、福島空港利用者への短期滞在査証の免除	韓国人、中国人について、観光及び短期の企業研修を目的とした福島空港利用者への短期滞在査証を免除することにより、福島空港の利用者の増加が見込まれる。	ビザの取得に要する手間と時間を省略することにより、韓国人及び中国人が本県をより身近に感じ、福島空港の利用者増が期待できる。	外務省設置法第4条第13項	韓国人、中国人については査証が必要である。	2 (全国的に対応)	V	韓国人については、平成15年6月の日韓首脳共同声明にて「日韓双方は、早期に韓国国民に対する査証免除を実現すべく更に努力することとしており、日本側は、そのための第一歩として、韓国国民のうち修学旅行生等に対する査証免除を平成16年3月より実施する。また、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として、日韓国交正常化40周年であり、「ジャパン・コリア・フェスタ2005」の年となる2005年に何らかの形で期間限定査証を実施することを検討していくこととしている。なお、一般論としては査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。また、一旦入国した外国人は自由に移動することに留意する必要がある。	貴省回答によれば「2005年に何らかの形で期間限定査証を実施することを検討していく」とあるが、その実施予定時期(検討スケジュール)及び実施内容を明確にされたい。また、韓国以外の国・地域の査証免除についても、提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不可能)		韓国人に対する期間限定査証については、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として鋭意検討を進める。なお、査証免除の実施にあたっては、出入国管理、治安対策等の観点も含め総合的な検討が必要である。この点に鑑み、中国人の査証免除の実施には現状では慎重な検討が必要である。中国との間では団体観光という制度を設けており、観光促進の観点からは団体観光の健全な発展に努めていきたい
青森県	国際線を核とした地域の活性化	1107	1107020	060220	韓国人観光客のビザの免除	韓国人観光客が日本に入国する場合におけるビザの免除	韓国人観光客の誘客促進	現在、韓国人が日本に入国する場合に課せられているビザの取得について、日本人が韓国に観光目的で入国する場合と同様、ビザの取得を免除することにより、日本への入国に係る手続きを少しでも簡略化し、韓国からの誘客を促進するため	外務省設置法第4条第13項	韓国人の日本人入国には査証取得が必要である。	2 (全国的に対応)	V	平成15年6月の日韓首脳共同声明にて「日韓双方は、早期に韓国国民に対する査証免除を実現すべく更に努力することとしており、日本側は、そのための第一歩として、韓国国民のうち修学旅行生等に対する査証免除を平成16年3月より実施する。また、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として、日韓国交正常化40周年であり、「ジャパン・コリア・フェスタ2005」の年となる2005年に何らかの形で期間限定査証を実施することを検討していくこととしている。	貴省回答によれば「2005年に何らかの形で期間限定査証を実施することを検討していく」とあるが、その実施予定時期(検討スケジュール)及び実施内容を明確にされたい。また、韓国以外の国・地域の査証免除についても、提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不可能)		韓国人に対する期間限定査証については、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として鋭意検討を進める。
香川県	かがわ賑わい創出構想	2016	2016060	060230	訪日観光ビザの免除	本県においては台湾、韓国からの観光客の占めるウェイトが大きく、台湾、韓国からの来県に対し、ビザを免除する。	国の「外国人旅行者訪日促進戦略」の一環として実施される「ビジット・ジャパン・キャンペーン」にあわせ、海外からの観光客の誘客を促進するとともに、特に、台湾、韓国等からの観光客誘致戦略として、PR活動、エージェンツの招請活動、海外譲渡うとん店を活用した誘客事業を実施する。	国際観光の推進においては、台湾、韓国等を大きなターゲットとして、観光キャンペーン等の実施、エージェンツ等の招請、フィルムコミッションでの情報発信など様々な手段を講じて、誘客活動を実施している。また、瀬戸内海国際観光特区において、韓国からの修学旅行、団体旅行に瀬戸内の島嶼部が含まれる場合に、ビザの発給手続きの簡素化が図られるようになった。しかし、より多くの海外観光客を誘客し、交流の促進を図るため、台湾、韓国からの来県に対し、ビザを免除することが望まれる。	外務省設置法第4条第13項	台湾、韓国からの訪日者については査証取得が必要である。	2 (全国的に対応)	V	韓国人については、平成15年6月の日韓首脳共同声明にて「日韓双方は、早期に韓国国民に対する査証免除を実現すべく更に努力することとしており、日本側は、そのための第一歩として、韓国国民のうち修学旅行生等に対する査証免除を平成16年3月より実施する。また、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として、日韓国交正常化40周年であり、「ジャパン・コリア・フェスタ2005」の年となる2005年に何らかの形で期間限定査証を実施することを検討していくこととしている。なお、一般論としては査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。また、一旦入国した外国人は自由に移動することに留意する必要がある。	貴省回答によれば「2005年に何らかの形で期間限定査証を実施することを検討していく」とあるが、その実施予定時期(検討スケジュール)及び実施内容を明確にされたい。また、韓国以外の国・地域の査証免除についても、我が国の観光振興の観点も踏まえ、検討できないか、回答されたい。	3 (対応は不可能)		韓国人に対する期間限定査証については、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として鋭意検討を進める。なお、査証免除の実施にあたっては、出入国管理、治安対策等の観点も含め総合的な検討が必要である。この点に鑑み、台湾人の査証免除の実施には現状では慎重な検討が必要である。
長崎県	東アジアとの観光交流計画	2121	2121010	060240	韓国、香港、台湾、タイとの間の相互主義によるノービザ化	日本人が韓国、香港、台湾、タイに観光目的で訪問する場合は、それぞれ滞在期間は異なるがノービザ措置がなされている。しかし、韓国人、香港人、台湾人、タイ人が日本に来る場合はビザが必要となっているので、両国の相互主義に基づき、ノービザの措置をとってほしい。	長崎県を訪問する外国人は、韓国、台湾、香港の順で多く、ノービザが実施されると、観光客のさらなる増加が見込まれる。このため、ホテルの建設を含めた受入施設の充実が図られる。また、各国の人のニーズに合わせた新観光ルートの整備、地産地消の推進を図るため、地場産品を活用した料理、土産物品の開発を促進するとともに、交通アクセスの整備が図られ、観光ガイド・インストラクターを含めた人材の育成が図られる。このように、観光客の増加に伴い、地域経済の活性化及び雇用の創出が期待される。	現在の制度のままでは、観光客数の増加が緩やかにしか進まないと思われるが、ノービザが実施されると大幅な観光客の増加が見込まれるため、韓国、台湾、香港、タイ人の訪日ノービザ化を提案する。	外務省設置法第4条第13項	韓国、香港、台湾、タイについては査証取得が必要である。	2 (全国的に対応)	V	韓国人については、平成15年6月の日韓首脳共同声明にて「日韓双方は、早期に韓国国民に対する査証免除を実現すべく更に努力することとしており、日本側は、そのための新たな一歩として、韓国国民のうち修学旅行生等に対する査証免除を平成16年3月より実施する。また、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として、日韓国交正常化40周年であり、「ジャパン・コリア・フェスタ2005」の年となる2005年に何らかの形で期間限定査証を実施することを検討していくこととしている。香港については、検討中。なお、一般論としては査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。	貴省回答によれば「2005年に何らかの形で期間限定査証を実施することを検討していく」とあるが、その実施予定時期(検討スケジュール)及び実施内容を明確にされたい。また、韓国以外の国・地域の査証免除についても、提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	2 (全国的に対応)		香港人については本年4月1日より査証免除を実施する。韓国人に対する期間限定査証については、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提に鋭意検討を進める。なお、査証免除の実施にあたっては、出入国管理、治安対策等の観点も含め総合的な検討が必要である。この点に鑑み、台湾人、タイ人の査証免除の実施には現状では慎重な検討が必要である
石垣市	光と風 ゆめみらい交流都市いしがき	2169	2169010	060250	台湾からの修学旅行を限定した、ビザ取得免除制度の導入	現在日本から台湾への入国は、査証免除措置がなされているが、台湾からの入国については必要とされている。そのため、不法滞在等の懸念がない台湾の修学旅行生及びその他関係者を限定して短期滞在査証免除措置を特例として認めてほしい。	交流学習の受け入れが可能な小学校・中学校・高等学校のリスト作成や修学旅行にあった体験学習型観光ルートの創出、全国高校総合文化祭で最優秀賞受賞経験もある地元高校生を中心とした合同郷土芸能文化祭や全国大会優勝実績のある地元小中学生とのマーチングバンド演奏交流などを修学旅行時期に合わせて企画し、学校関係者や旅行社、各種交通機関、ホテル等と連携をとり受け入れ態勢の整理を行い、友好親善都市、親睦団体等を通してPR誘致促進を図る。これにより、地元小中高児童生徒の外国語への関心・学習意欲の向上、姉妹校・提携校などの発足機会提供による更なる文化・芸能交流の誘発、国際的視野の醸成と相互理解を通して、将来の地域を担う人材の育成及び地域の活性化を図る。	現制度では入管法上ビザ取得が必要であり、県庁所在地よりも近距離にある台湾からの修学旅行を限定しての入国にビザ免除制度導入が実現可能となれば、国境の地の利を活かしたまちづくりの起爆剤となり、将来の地域を担う若年層の国際人育成、観光リゾート産業の収益増加に伴う、地域全体の活性化が図れる。	外務省設置法第4条第13項	台湾からの訪日者については査証取得が必要である。	3 (対応は不可能)		査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。	修学旅行に限定した査証免除の実施を求める提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不可能)		修学旅行生に対する査証免除については、わが国では本年3月1日から初めて韓国人修学旅行生に対して実施する。この韓国人修学旅行生に対する査証免除の運用状況も見極めつつ、他の国について同様の措置を導入するか鋭意検討していきたい。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327080	060260	自治体間交流におけるロシア人のビザなし渡航	ロシア人の日本への入国に際してはビザが必要であるが、自治体間の交流に限り、ビザを免除し相互交流の一層の促進を図る。	サハリン州からの人の往来による「国際交流の促進」は、本市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	本市はサハリン州コジノサハリンスク市など3つの市と友好都市を締結し、稚内・コルサコフ間定期航路を利用しながら学校間交流をはじめスポーツ・文化など相互交流を行っている。自治体間交流におけるロシア人のビザなし渡航により、これまで進めてきた自治体交流の一層の促進を図る。	外務省設置法第4条13項	ロシア人の日本への入国については査証取得が必要である。	3 (対応は不可能)		査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。	自治体交流の一層の促進を図るという提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不可能)		査証免除の実施に当たっては、出入国管理、治安対策等の観点も含め総合的な検討が必要である。この点に鑑み、ロシア人の査証免除の実施には現状では慎重な検討が必要である。なお、ロシア人については昨年1月6日より査証発給手続きの簡素化・迅速化が図られた他、本年1月1日よりは数次短期滞在査証発給の対象拡大が図られている。
兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099060	060270	芸術文化センター事業実施に伴う利便性の向上	芸術文化センター事業及び付属交響楽団事業における外国人招聘に伴うビザの免除	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多彩な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)及び付属交響楽団事業(定期公演、青少年コンサート、アウトリーチ活動等)	芸術文化センター事業において海外芸術団体等の招聘公演を実施するとともに、特に付属交響楽団の楽員として外国人演奏家の登用を計画していることから、ビザ免除により事業実施が簡便になるため支援が必要である。	外務省設置法第4条第13項	興行活動を行う者については興行査証が必要である。	3 (対応は不可能)		一般的に査証免除とは観光や商用のための短期滞在査証の免除を指し、興行査証のような就労査証は免除されることはない。	提案の実現により、芸術文化の振興を図るという要望の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不可能)		わが国で演劇や演芸、スポーツ等の興行にかかわる活動またはその他の芸能活動を行う場合には、通常就労活動と見なされ「興行」の査証を必要とする。ご提案の査証免除については、いずれの国においても、その国に短期滞在して観光を行ったり親族・知人を訪問したり、会議や商談のために入国するような場合の短期滞在査証を対象としている。就労の場合には、短期滞在に比べると、活動内容が広汎、滞在期間が長期化することから、短期滞在に比べより慎重な審査が必要となる。かかる査証の免除は困難である。
川崎市	川崎臨海部再生・アジア起業家村構想	1178	1178040	060280	短期滞在査証の発給手続きの簡素化	国際的な人材育成に取り組み地域が中国人を招聘する際には、国内の受入体制や現地の大学などの組織体制が確実な機関については、事前の登録などにより発給手続きの簡素化を図るものとする。	国際環境特区内に日中の環境系を中心としたベンチャーの集積を誘致するとともに、上海交通大学などの提携によりシンポジウムの開催などを通じた相互情報の企業への提供、産学の相互ネットワークの形成、国際インキュベーション機能の設置による中国をはじめとするアジア起業家の育成を進める。	上海交通大学や上海市そのほかとの提携によりさまざまな機会を通じた交流を進めるために、短期滞在査証の取得などにかかる迅速化と簡易化が重要	外務省設置法第4条第13項	良好な公安、治安の維持に配慮しつつ、査証発給手続きの簡素化、迅速化等を推進している。	5(現行で対応可能)		良好な公安、治安の維持に配慮しつつ、査証発給手続きの簡素化、迅速化等を推進している。なお、長期滞在予定者で在留資格認定証明書提示案件については、一層の手続き簡素化・迅速化に向けて検討中。	貴省の回答によれば「査証発給手続きの簡素化、迅速化等を推進していく」とあるが、提案者の要望が実現できるかどうか明確にされたい。	5 (現状で対応可能)		中国人ビジネスマン、文化人、教育関係者等に対する短期滞在数次査証の発給要件は緩和している。
長崎県	東アジアとの観光交流計画	2121	2121030	060290	中国人で条件を満たす場合の数年有効数次ビザ及び個人ビザの発給	韓国人観光客に対しては、一定所得以上の者又は来日経験者に5年の数次ビザが発給されているが、中国人に対してはこの制度がない。また、中国人に対する商務数次ビザやAPECビジネス数次ビザ制度はあるが、発給実績が少ない。また、中国から日本へのビザについては、親族の訪問、商務等の目的でしか個人ビザが発給されず、その都度招へい状が必要であるため、観光目的での訪日は、団体観光以外に出来ない。このため、一定条件を満たす中国人には、数年有効の数次ビザ及び個人ビザを発給していただきたい。	現在、中国人に対しては、団体観光ビザでしか発給されていないが、所得や海外渡航経験等の一定条件を満たす中国人に数年有効の数次ビザ及び個人ビザが発給されれば、年間の訪日観光客は増加すると思われる。これに伴い、地域活性化が期待できる。	中国人の数年有効の数次ビザ及び個人ビザの発給がなされると、観光客が大幅に増加すると見込めるので提案する。	外務省設置法第4条第13項	一定条件を満たす中国人に対しては数次査証を発給している。	5(現行で対応可能)		一定条件を満たすビジネスマン、文化人、教育関係者等の中国人に対しては既に数次査証を発給している。	提案者の要望は中国人観光客に対する数次査証等の発給を求めるものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	5 (現状で対応可能)		中国政府は中国国民に対し団体での海外への観光旅行を認めているが、中国の制度として個人での海外への観光旅行は認められていない。一方、中国人ビジネスマン、文化人、教育関係者等に対する短期滞在数次査証の発給要件は緩和してきている。
京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	2056	2056060	060300	中国人に対するビザ審査期間の短縮化	日本を訪問する中国人観光客に対するビザ審査に係る期間の短縮	・現在、日本を訪問する中国人観光客については、査証が求められているが、申請から発行までに3週間程度の期間を要しており、この期間を短縮化することにより、誘客拡大を図る。 ・90,000人程度のインバウンド拡大効果が見込める。	・中国からのインバウンドについて、諸外国との競争が激化する中、査証発行までの期間が1週間程度であるオーストラリアに比べると我が国の審査期間は長く、条件的に不利である。特に、中国人は直前に旅行先を決定する機会が多いことから、審査期間の短縮を図り、日本を訪れやすい環境を整える必要がある。	外務省設置法第4条第13項	中国国民訪日団体観光での査証発給日数は10労働日以内に発給することになっている。	5(現行で対応可能)		団体観光査証については、10労働日(概ね2週間)以内に査証を発給することになっているが、取扱館では5労働日(概ね1週間)での査証発給に努めており、平成16年より実施されている。				
月舘町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	060310	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を促し、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使用することを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらうのは当然である。申請許可制でなく、届出制で、	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれ出せ、これを添付しろ、期間がどうの、内容が」とか細かいで、結局なんやかや「使用させない」方向に持っていくようになっているのでは、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要、住民活動支援、性善説で、			6 (担当でない)		担当でない				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	060320	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一することの政府の方針決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。			6 (担当でない)		担当でない。				
(社)岐阜県建設業協会	地域建設業の再生	3074	3074020	060330	中小建設業者による各種海外援助・復興支援	政府が行う各種海外援助・復興支援を中小建設業者が行えるようにする。			国際協力銀行「調達ガイドライン」、国際協力機構「契約競争参加者等資格審査要領」、「日本の一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力にかかるガイドライン」等	現状の制度においては、中小建設業者の参入を阻害する法令等や取扱いが存在しない。	5(現行で対応可能)		現状の制度においては、中小建設業者の参入を阻害する法令等や取扱いは存在せず、中小建設業者であっても海外援助等に自由に参入できる。				
(株)東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	060340	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため	会計法第29条の3第1項、予算決算及び会計令第74条、第75条、政府調達に関する協定第10条、第11条、第12条、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条、第5条、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令第3条、第4条	普通法人、公益法人の別なく全て競争性及び公正性を確保した調達を行っている。	3		入札にせよプロポーザルにせよ委託先を普通法人と限定し、公益法人を排除した調達とすることは、真の競争性・公正性を損なうものと考えられるため。				
珠洲にラスベガスを創る研究会	観光立国に即した対内直接投資推進地域(観光立国エクスプレメント・グランド・プロジェクト)	3044	3044010	060350	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	観光立国の集中支援と対内直接投資事業を組み合わせ、半島振興法の指定地域である石川県珠洲市に指定地域を設け、事業税の免除や減税、建築基準法の緩和、用地取得の為に財政支援措置や国有地としての代行取得、国際化に対応するための教育施設の進出に対するの優遇措置、外資企業誘致に係る費用の支援拡大、海外からの観光客に対するのビザの免除、観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認められた沿岸付近に対する規制の大幅な緩和を求めている。	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	日本国としてみた観光に係るお金の動きは、イン1に対しアウト4となっており、完全なる出超状態となっております。先進諸国ではインが大きく、この現状を是正する必要性が今後さらに重要視されるでしょう。現在の製造中心の産業構造では発展途上国には大枠としては太刀打ちできない状況が訪れると思われ、その為、他先進諸国のように、付加価値のあるサービス産業、即ち国際観光にシフトすべく、政府は観光立国関係閣僚会議などを設けています。今後は大きな重点国策として更に観光を浴びる事と考えています。能登半島の珠洲市蛸島町の鉢ヶ崎リゾート周辺には、海あり山ありの広大な敷地(最大100万坪まで可能)は日本でもまれな敷地であると考えます。	なし 外務省 設置法 第4条 第13項	制度なし 中国、台湾、韓国については査証取得が必要である。	2 2(全 国的に 対応)	外務省は、ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)推進会の立ち上げ、観光関連資料の作成・配付、ホームページにおける観光関連情報の発信、観光関係者の訪日招聘等を通じて、観光誘致のための様々な広報事業を積極的に実施している。地方自治体の観光誘致事業についても、こうした活動を通じて、海外に対する情報発信の面において支援することができる。韓国については、平成15年6月の日韓首脳共同声明にて「日韓双方は、早期に韓国国民に対する査証免除を実現すべく更に努力する」としており、日本側は、そのための第一歩として、韓国国民のうち修学旅行者等に対する査証免除を平成16年3月より実施する。また、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券導入を前提として、日韓外交正常化40周年であり、「ジャパン・コリア・フェスタ2005」の年となる2005年に何らかの形で期間限定査証免除を実施することを検討していくこととしている。なお、一般論としていえば査証免除措置の導入に際しては、良好な公安、治安の維持に配慮する必要がある。また、一旦入国した外国人は自由に移動することに留意する必要がある。	貴省回答によれば「2005年に何らかの形で期間限定査証免除を実施することを検討していく」とあるが、その実施予定時期(検討スケジュール)及び実施内容を明確にされた。また、韓国以外の国・地域の査証免除についても、提案の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。				
大阪府	国際交流の拠点形成	2030	2030010	060360	りんくうタウン内の特定施設(研究施設、国際交流施設)での業務に従事する外国人についてビザの免除	りんくうタウン内の特定施設(研究施設、国際交流施設)での業務に従事する外国人については、ビザ(日本国査証)の取得を免除	りんくうタウン内において関西国際空港経由で流入するおそれのある感染症に対応するため、研究施設への外国人研究者の招聘や国際交流施設の設置・運営のために入国する投資家や技能者の来訪にかかるビザを不要とする。	外国人研究者、技能者等が活動を行うための入国手続きを迅速かつ簡易に行うことにより、核となる施設の機能をより一層発揮できるようにする	外務省 設置法 第4条 第13項	外国人の就労査証については免除されない。	3 (対応は 不可能)		一般的に査証免除とは観光や商用のための短期滞在査証の免除を指し、就労査証は免除されることはない。なお、一旦入国した外国人は自由に移動できることにも留意すべきである。	提案者の要望は、研究施設などの特定施設で、外国人研究者、技能者等が活動を行う際の入国手続きを迅速、簡易に行うというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3 (対応は不 可能)		わが国で何らかの報酬を伴う就労活動を行う場合には就労査証が必要である。ご提案の査証免除については、いずれの国においても、その国に短期滞在して観光を行ったり親族・知人を訪問したり、会議や商談のために入国するような場合の短期滞在査証を対象としている。就労の場合には、短期滞在に比べると、活動内容が広汎、滞在期間が長期化することから、短期滞在に比べより慎重な審査が必要となる。かかる査証の免除は困難である